

Weekly Report

第214号

平成25年 5月13日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

少額投資非課税制度(NISA)のQ & A

円安などにより株式相場が大きく上昇していますが、上場株式等の売却益や配当等に適用される軽減税率10%は今年で廃止されます。来年からは20%になると共に、少額投資非課税制度が導入されます。

◆Q & A

Q. 少額投資非課税制度(愛称:NISA)とは？

A. 平成26年～35年に証券会社などで少額投資非課税口座を開設し、上場株式や投資信託等に投資した場合、売却益や配当等が非課税となる制度です。

Q. 非課税となる限度額などは？

A. 非課税口座で投資できる限度額が年間100万円となり、期間は5年間です。例えば、26年に上場株式を100万円分買った場合、30年までの5年間に生じた売却益や配当等は全額が非課税です。

なお、26年から毎年100万円投資した場合、30年時点で最大500万円の非課税投資ができます。

Q. 非課税期間終了後は？

A. 5年後は、通常の課税口座(特定口座など)に移すか、翌年の非課税投資枠を活用して非課税保有を続

けることができます。

Q. 非課税口座での年間投資額が60万円の場合、未使用分40万円を翌年に繰り越すことはできる？

A. 繰り越すことはできません。

Q. 非課税口座で100万円分投資した数日後に全部売却した場合、再度、投資はできる？

A. その年はできません。

Q. 非課税口座で売却損が生じた場合、特定口座との損益通算や繰越控除はできる？

A. 売却益等は非課税となる一方、損失はないものとされるため、損益通算などはできません。

もしもに備えて定時株主総会の開催を

定時株主総会は、事業年度終了後原則2カ月以内に開催して決算などの承認を得ます。例えば、3月決算法人は今頃の時期になりますが、議事録などを作成するだけで済ませる会社もあります。

問題が起きなければ良いのですが、一部株主との間に揉め事が起きたときに、株主総会決議の無効を訴えられる恐れがありますから、もしもに備えて株主総会の開催をお勧めします。

なお、議事録を作成しないで役員給与の増額や退職慰労金を支給すれば、税務上否認される場合がありますので注意が必要です。

また、役員の変更等があった場合は速やかに商業登記簿の変更登記を行います。

6月から雇調金の支給要件などを変更

雇用調整助成金は今年4月から助成率などが見直されましたが、6月以降などが変更されます(岩手、宮城、福島県の事業所は6ヵ月遅れ)。

6月以降の利用開始から支給要件に「最近3カ月の雇用保険被保険者数と派遣労働者数の合計の平均値が前年同期比で、10%超かつ4人以上(中小企業)増加していないこと」が加わります。

また、6月以降の判定基礎期間から、対象者が時間外労働をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引く等が行われます。